さいしん

第4号　2005年9月29日

袴田巌さんの再審を求める会　会報

〒140-0013
東京都品川区南大井5-11-5-706
TEL/FAX 03-3766-3072(平野方)
〒240-0024
横浜市保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町53-4-205
TEL/FAX 045-743-1468(鈴木方)

年間会費：3,000円　／郵便振替口座番号：00120－3－410592／口座名称：袴田巌さんの再審を求める会

180名の参加者の思いがひとつになった！

9/3 袴田巌さんの再審を求める市民の集い

地元清水で盛大に開催

9月3日（土）、はーとぴあ清水（清水福祉会館）において『袴田巌さんの再審を求める市民の集い』（主催：袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会）が盛大に開催されました。

当日は180人を超える参加者が詰め掛け、事件から３９年を経た今でも、地元・清水における関心の高さをみる思いがしました。

ところで、『さいしん』第４号の編集の最終段階で、大変うれしいニュースが飛び込んできました。

３８年前に茨城県で起きた『布川事件』の再審開始が決定したのです。今年４月の『名張毒ぶどう酒事件』に続き、重く閉ざされてきた再審の門がまたひとつ開かれました。

ふたつの事件とも、一日も早く無罪が確定するよう強く願っています。

そして次に続くのは『袴田事件』にしなければなりません。

地元のパワーを全国に広げ、袴田さんの再審開始を勝ち取りましょう！



～ Contents ～　『さいしん』第４号　目次

特 集　袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会主催

9･3『袴田巌さんの再審を求める市民の集い』報告

『袴田巌さんの再審実現に向けともに頑張りましょう』
鈴木　武秀（求める会　事務局長）　＜３ページ＞

『「私は姿勢を正しませんでした」～河野義行さん～』　求める会事務局　石井　＜4 ページ＞

『徹底的な討論こそが最高裁での勝利につながる』
江口　良子（求める会　事務局）　＜５ページ＞

『袴田さんの救援に向けて一層の弾みに』　ペンネーム“MC”　＜５ページ＞

『東京でも多くの人を集めた集会の開催を』　求める会　戸舘　圭之　＜６ページ＞

報 告　東日本部落開放研究所・第１９回研究者集会

『袴田事件の再審請求棄却を批判した』　平野　雄三（求める会　代表）　＜７ページ＞

『求める会』７月勉強会　報告

『７・２７求める会勉強会報告』　求める会　戸舘　圭之　＜９ページ＞

映 画『映画「松川事件」と「真昼の暗黒」を観て』　求める会　戸舘　圭之　＜10 ページ＞

報 告　獄中者の家族と友人の会

『映画鑑賞・塀の中と外を語る集いに参加して』　平野　雄三（求める会　代表）　＜11 ページ＞

報 告　「無実のゴビンダさんを支える会」９月学習会参加報告

『どう変わる？日本の刑務所－刑事施設法の実施を目前にして－』
求める会　戸舘　圭之　＜13 ページ＞

報 告　第２１回人権と報道を考えるシンポジウム参加報告
鈴木　武秀（求める会　事務局長）　＜14 ページ＞

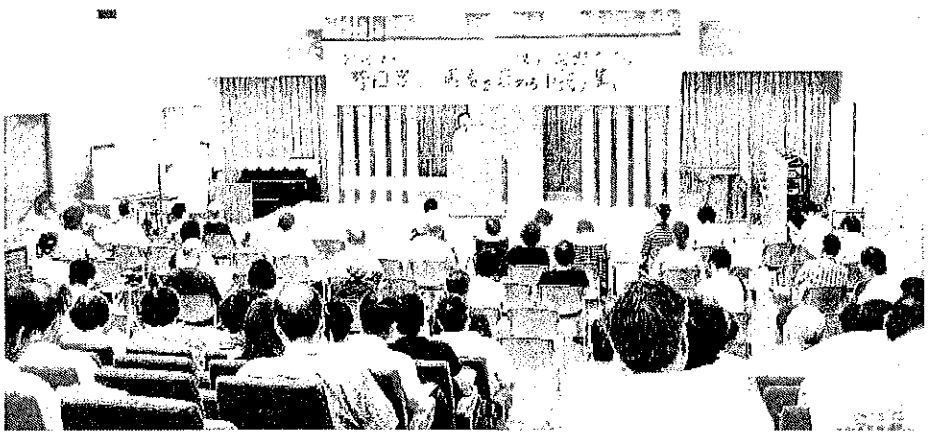
トピックス　『保坂展人衆議院議員の当選を祝う会の報告』ほか　＜15 ページ＞

活動報告ほか　＜16 ページ＞

資 料　新聞記事『布川事件再審開始決定』『大阪拘置所で死刑執行』　＜別紙で折込＞

特集　袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会主催

「袴田巌さんの再審を求める市民の集い」





袴田巖さんの再審実現に向け

ともに頑張りましょう！

鈴木　武秀（求める会 事務局長）

1966年、袴田巖さんが無実の罪で逮捕され、拷問ともいえる過酷な取調べを受けたのが、旧清水警察署でした。それから39年後の9月3日、その警察署の跡地に建てられた施設“はーとぴあ清水”において、“袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会”主催『無実は無罪に！“袴田巖さんの再審を求める市民の集い”』が開催されるということで、“袴田巖さんの再審を求める会”から、私を含めて5名のスタッフがこの集会に参加させていただきました。

会場に着いて最初に驚かされたのが、想像以上に広くて立派なホールでした。事前に事務局長の山崎俊樹さんから「200人は収容できる大きなところでやるんだよ」と話は聞かされていましたが、聞くと見るとではやはり印象が違います。正直言って、「この会場を埋めるだけの人が来るのかな？」と少々不安になりました。

ところがそんな杞憂をよそに、開会時間が近づくにつれ続々と人が詰めかけ、あっという間に席が埋まっていきました。最終的には180人もの方が来られたとのこと。もちろんそこに至るまでには、“市民の会”事務局のたいへんな努力があったわけですが、その呼びかけに応える地元の皆さんの、『袴田事件』への変わらぬ関心の高さに、大いに感動させられたものでした。

主催者による開会の挨拶のあと、巖さんの実姉の袴田秀子さんが壇上にのぼりました。会場である旧清水警察署に触れ、巖さんを面会に訪れたとき、別人のようにむくんだ巖さんの顔を見て、取調べの過酷さを実感したとのエピソードを披露。

「今後とも変わらぬ支援をお願いします」と話されると、満場から大きな拍手が巻き起こりました。

続いて袴田事件弁護団の小川秀世弁護士からは、再審開始のためのキーポイントである『5点の衣類』の取り組みを中心に、今後の最高裁での闘い方についての報告がありました。

少し重い話が続いた後に、会場になごみを与えてくれたのが、“トランスアーティスト”会津里花さんのコンサートでした。魅力的な声質と、ウィットに富んだ話術で、気がつけば参加者みんなが身体全体で踊り、歌っていた…、という感じでした。

そして今も記憶に新しい「松本サリン事件」の冤罪被害者である河野義行さんの講演には、大きな衝撃を受けました。ごく普通の市民だった河野さんが、事件を境に警察やマスコミによって、いかに“真犯人”視されたか。事件の被害者であるはずの河野さんが犯人視されるという不条理もさることながら、そうした疑念が晴れたことが、必然ではなく、むしろ“幸運”が重なった結果であったという事実に、愕然とさせられたのでした。

最後に主催者による決議が採択され、集会は多くの参加者の支えられ、大成功のうちに幕を閉じました。

昨年8月27日、東京高裁は袴田さんの再審開始を求める即時抗告を棄却しました。その決定内容たるや、「はじめに棄却ありき」という予断なくしては絶対に出しえないお粗末なものでした。

しかしいかにお粗末な内容であっても「棄却」の2文字は重くのしかかります。支援者にとって、暗く重い日々が続いてきたことを、否定できません。

そんな今だからこそ、事件の地元である清水において、多くの参加者が結集した“市民の集い”が成功裏に終わったその意義は、実に大きいと思います。

私たち“求める会”も、この地元のエネルギーを肥やしに、東京から大きなうねりを起こしていきたいと思います。そして“市民の会”と、今集会の協力団体であった袴田ネットとともに、力を結集していきたいと思います。

袴田巖さんの再審実現に向けて、これからもともに頑張りましょう！

「私は姿勢を正しません

でした」～河野義行さん～

求める会事務局　石井

「姿勢を正せ」「お前が犯人なんだ」「被害者に申し訳ないと思わないのか」「家族が困るだろ」

こんなひどい言葉を警察の取調べ室の中で刑事に投げつけられて、それも任意の事情聴取においてである。＜私は、姿勢を正しませんでした。事件の捜査に協力するために出向いているのに、あなたにそんな事言われる筋合はない＞ときっぱり河野さんは言った。サリンの影響で発熱、下痢、頭痛が続いている中で主治医の「事情聴取は一日２時間が限度である」旨の診断書を事前に提出しているにも関わらず７時間半にも及ぶ取調べ同然の事情聴取をされ、このままでは“ウソの自白”を作られて逮捕され、さらに過酷な取調べで犯人にされてしまうだろうとの恐怖をつのらせていった。



講演会で自らの経験を披露する河野義行さん

河野さんは逮捕覚悟でその後の事情聴取を拒否した。そして弁護士や支援者・友人たちと世論への働きかけを積極的に行い、市民集会を開催したり、そもそも自分にサリンなど作れるはずがないことを科学的に証明してマスコミに流したりと懸命に警察への対抗行動をとってかろうじてデッチ上げ逮捕を阻止出来た。あくまでも冷静に当時のことを語る河野さんの姿に、あらためて国家権力の恐ろしさと同時に愚かさを強く感じた。

公安委員として、警察業務のいくつかの改善も実現した河野さんが長野県公安委員に再任されなかった事は長野県民はじめ多くの人々とって損失であり、とても残念でならない。

：河野さんのサイト

(http://www2k.biglobe.ne.jp/~ndskohno/)

～会津里花さんのミニライブ～

心にしみる素敵な歌声。大きな苦しみを乗り越えて心の安定を得た人の素直な美しい歌声だ。

里花さんのサイトを見るとその苦しみの本当の中身は到底“ふつうの男”には理解できないなぁと思ってしまう。しかし最近の研究によると**生物学的性別（セックス）は２種類ではない**ことが解ってきたらしい。染色体の構成は XYY（超男性）、XY（男性）、XXY～XO＜O は欠損を意味する＞（半陰陽）、XX（女性）、XXX（超女性）と**実は多様**である。こうした生物学的解明がなされていなかった時代に作られてきたジェンダー（社会的性差）により歪められた男と女の関係あるいは男性像・女性像が作られてきた。そして多くの場合、圧倒的に女性が差別されてきた男優位の社会が今でも続いている。

：里花さんのサイト（http://www.jackies.jp）

追伸：里花さんも静岡で参加した「セプテンバーコンサート」、東京：葛西臨海公園のメーン会場を家族で覗いてみました。アマチュア、セミプロ、プロの皆さんなど次々と盛りだくさんの出し物で楽しく見物しました。ちょうど午後３時すこし前、麻倉未稀さんのステージのときに呼びかけ人の庄野真代さんが会場に到着、そのあと杉田二郎さん、元ふきのとうの細坪基佳さんがデュオでなつかしい「青春のわかれみち」「白い冬」「戦争を知らない子供

たち」をいまも変わらぬ張りのある声で聞かせてくれました。ところがそのあと、あっと言う間に雨雲が会場を覆ったかと思うと激しい雷雨がはじまり、コンサートは結局ここで中止となりました。スタンバイしていた出演者のみなさん、観衆のみなさんちょっと残念でしたが、また来年会いましょう。



会津里香さんのミニライブの様子



熱弁する小川秀世弁護士（袴田事件弁護団）

このねつ造の論理を前面に出していくことにより、裁判官を説得していくことができるか否か、現在、弁護団会議で賛否の討論が行われています。今度こそこの冤罪を打ち砕くために、弁護団としてどのように方向を定めていくのか、弁護団会議においてより深く、慎重に、徹底して討論を進めていって欲しいと、支援者の一人として願うばかりです。

徹底的な討論こそが 最高裁での勝利につながる

江口　良子（求める会事務局）

昨年８月、東京高裁における即時抗告が棄却されてから１年経ち…袴田さんを１日も早く救い出さなければと、より気持を強く持って各自が取り組みを続けてきたこの一年。この１年目に清水で大きな集会が開催されることになり、私達東京メンバーもこの日、清水へ行きました。

集会では、弁護団・小川秀世弁護士報告として＜５点の衣類＝犯行着衣」をどう打ち破るか＞というテーマで詳しい説明がありました。この５点の衣類は誰か（おそらく警察官）が仕組んだねつ造であるということが、どのような側面からみても疑う余地のないこととして考えられ、弁護団でその見解を裁判所に示しています。今後の裁判の取り組みは、このねつ造の論理の再構成を行い、ねつ造であることを前面に出して裁判所に対して展開していくべきではないかと、小川弁護士から熱く語られました。

袴田さんの救援に向けて 一層の弾みに

ペンネーム“MC”

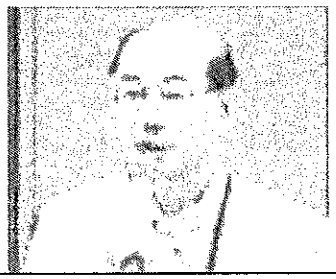
東京在住の私が今回清水の集会に参加することにしたのは、この機に横砂の事件現場などを実際に見てみたいと思ったからでした。つまり集会への参加が第一の目的ではなかったわけで、集会の内容自体への関心はそれほど大きくなかったと白状しておきます。

小川秀世弁護人の「シンデレラとガラスの靴理論」は、私の頭が悪いのか理論自体が難解なためかわかりませんが、「5 点の衣類」を捏造証拠だとはっきり主張することの重要性は理解できましたが、理論の細部については小川弁護士が言うほど簡単に理解できませんでした。「袴田事件」における何がシンデレラに、何がガラスの靴に例えられるのかがすぐにイメージできなかったからです。図やイラストなどを使ってもらえばもっとすんなり頭に入ったのかもしれません。

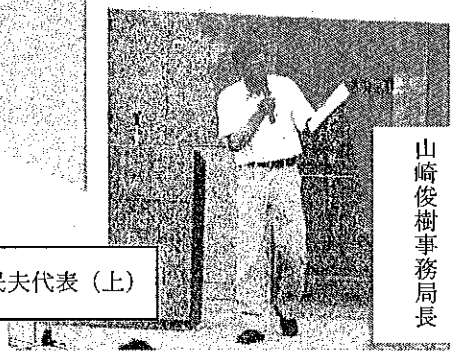
会津里花さんのライブは、ややもすると睡魔に襲われるこの種の講演会にあってはいいプログラム

だったと思います。セクシャルマイノリティとしての自分の存在を受け入れ、心の重荷を下ろすことができた彼女のパフォーマンスには、曲の出来不出来、歌の上手い下手を超えた、歌うことの悦びと自由の素晴らしさを感じさせる力がありました。

河野義行さんの講演は、さすがに体験談としての迫力があり、警察の横暴をあらためて浮き彫りにさせました。印象的だったのは河野さんの冷静沈着な語り口です。その落ち着きがあったからこそ、的確な判断と行動が生まれ、警察の「罠」にはまることなく不当逮捕から身を守れたのだと思いました。



「市民の会」の楾田民夫代表（上）



山崎俊樹事務局長

集会後に開かれた「清水・静岡市民の会」の方々との懇親会では、新たな出会いがあり有意義な時間を過ごすことが出来ました。私がいわゆる「袴田事件」を知ったきっかけはボクシングを通じてであったこともあり、袴田さんが事件前にカムバックを期して清水のKボクシングジムの会長に預けたとされるボクサーライセンスの行方について私は強い関心を寄せているのですが、その会長の息子さんと知り合いだったという支援者の方が偶然おられ、その解明に一筋の光明が射した気がしました。

翌日は、休日にもかかわらず「清水・静岡市民の会」の楾田代表に車で案内していただき、袴田さんが店長をしていたバー「万花」跡地、横砂の事件現場、被害者のお墓がある大平山霊園を訪問することができました。墓前では真犯人を知っている被害者に袴田さんの無罪を勝ち取るための力を貸してくれるようにお願いしました。楾田代表には移動の車中でも色々とお話をうかがうことができ勉強になりました。

最後に寄った清水中央図書館の「郷土資料室」には、多くの貴重な資料があるようでした。時間の関係で一部しか閲覧できなかったのですが、『袖師町誌』（昭和36年、袖師町誌編纂委員会）には、事件の舞台となった味噌製造会社に関する記述などもありました。この種の郷土資料を丹念に調べていけば、事件の真相に関わる重要な事実を発掘できるのではないか、そんな思いが浮かぶと同時に地の利を活かせる「清水・静岡市民の会」の今後の活動への期待が膨らみました。

集会前日には沼津のK刃物店も見てきており、事件に関係する場所を実際に目にすることが出来た今回の滞在の意義は大きく、袴田さんの救援に向けて一層の弾みがつけばと思います。

東京でも多くの人を集めた集会の開催を

求める会　戸舘 圭之

今回の集会は、会津さんの歌、河野さんの講演などがあり、参加してとても楽しく、興味深く、有意義な時間を過ごせました。

冤罪事件の集会というと、事の性質上、難しい話、悲しい話、深刻な話にならざるをえませんが、支援活動を前向きなものにするためにも、暗い話の中にも明るい希望を語れるような集会があればいいなと思っていました。今回の清水の集会は、会津さんの歌によりとても会場全体がなごみ明るくなったような気がしました。音楽などの芸術のもつパワーを実感しました。会津さんには、ぜひ袴田さんをテーマにした曲を作って歌っていただきたいと思います。

河野さんの話は、実際に犯人扱いされ取り調べを受けたことのある人の体験談であり説得力がありました。河野さんの話を聞いて、袴田さんがやってもいないのに嘘の自白をしてしまったのも無理もないことだとあらためて感じることができました。

全体を通じて、参加者もとても多く、活気のある集会で非常によかったと思いました。

ただ、学生などのいわゆる若者の参加が少なかったのが唯一残念なことだと思いました。静岡大に

は、今年度から、法科大学院が誕生し法曹をめざす人たちが学んでいます。法律家をめざす者にとって、冤罪事件を学ぶことはいろんな意味で勉強になると思います。また、静岡大には、極めて優秀な3名の刑事法の先生が在籍しており、冤罪事件、再審請求事件、に少なからず関心を有しているものと思われます。今後は、学生の方々や大学の先生方への働きかけも強化すべきだと思いました。

東京でも、清水での活動を参考に、多くの人を集めた会を開催したいと強く思いました。



平成17年(2005年)9月4日　(日曜日)

袴田事件の早急な再審開始求め決議

静岡で「市民の会」

袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会は三日、静岡市清水区宮代町のはーとぴあ清水で「再審開始を求める市民の集い」を開き、参加者は「無実であることを確信し、一日も早い再審開始を強く求める」と決議した。東京高裁の即時抗告棄却(昨年八月二十七日)から一年を機に、袴田死刑囚が当時、取り調べを受けた清水署の所在地を会場にして開いた。

同会の楳田民男代表が「事件に関心を持ち、わずかなことでも地元の情報を寄せてほしい」と呼び掛けた。姉の袴田秀子さんが「再審開始に向け皆さまの力をお借りしたい。お願いします」とあいさつした。

弁護団の小川秀世弁護士が犯行着衣とされた「五点の衣類」に対する司法判断を中心に、高裁決定の疑問点を説明した。松本サリン事件の被害者でありながら、マスコミなどから犯人視された河野義行さんが記念講演した。

参加者に再審開始を訴える袴田秀子さん＝静岡市清水区

東日本部落解放研究所・第19回研究者集会で

袴田事件の再審請求棄却を批判した

平野　雄三（求める会　代表）

東日本部落開放研究所・第19回研究者集会（8月20～21日、栃木県栃木市にて開催）の第3分科会（狭山部会、2日目の8月21日に開催）において・主催者からの依頼により、袴田事件の再審請求が昨年8月に即時抗告審（東京高裁）で棄却されたことに関して、一人の支援者の立場から棄却批判の報告を行った。

事前の準備

「研究者集会」と銘打った集いであったので、相応の資料と準備が必要と考えた。長文ではあるが東京高裁の棄却決定全文（判例時報掲載分）と棄却理由要旨（東京高裁作成）をはじめ、袴田事件弁護団の弁護士が「棄却決定批判と問題点」等を、日弁連の再審通信や人権ニュースなどの機関誌・紙や他の誌紙で既に公表済みの全7点の資料を、出席者全員に事前に配布していただき、当日の議論を深めることとした。

更に支援者としての総括と見解が求められた。支援者が文書として公表しているのは寡聞ながら、私が執筆した最高裁（特別抗告審）に勝利しよう！」〔袴田事件の報道を収集し配布する会／第125回配布（2004・10・26）、無実／第7号（2004・11・30／袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会発行）〕と題するものだけと判ったので、これを配布資料に加えることにした。

分科会に参加

私は日程の都合で、初日からの出席は叶わず、2日目の朝9時から始まった第3分科会（狭山部会）からの参加となった。午前は狭山事件の第2次再審請求で最高裁が異議審を棄却した決定の批判と討論が行われた。袴田事件は昼食後の午後1時から、報告に1時間、質疑と議論に1時間の時間割りとな

った。

この分科会の出席者は15名程度で、私が見かけたところ、その内、研究者が10名位、他の方は、この集会を裏方で支えている地元の部落解放同盟栃木県連の関係者と思われた。

研究者の中に、袴田事件の再審請求審の静岡地裁の段階で、弁護側の依頼による「裏木戸の再現実験」で、『上部の留め金を外さないままでは裏木戸は通れなかった』とする「内田鑑定」を作成した内田雄造さん（東洋大学工学部建築学科教授）や、松川事件・元被告の佐藤一さん（一審・二審で死刑判決、最高裁が仙台高裁に差し戻し・逆転無罪、最高裁で無罪が確定）らの顔触れがあり、報告者として気の抜けない分科会となった。

限られた報告時間を有効に使うために、事前に配布した袴田事件の関連資料を参考に、準備したレジュメに沿い、主として、①事件の特徴（略年表を基に、狭山事件との比較）、②東京高裁の棄却決定の特徴（配布資料を基に）、③弁護団の見解と総括（配布資料を基に）、④支援者の総括（配布資料を基に）、⑤今後の展開（私見を中心に口頭で）等を述べた。

その後、出席者からの2・3の質問や疑問に応え、出席者との率直な討論を行い、まとめを主催者の司会者に委ねた。

佐藤一さんからの批判

この中で強く印象に残ったのは、松川事件・元被告の佐藤一さんからの批判であった。

佐藤一さんは1921年生まれで今年84歳になられるが、そんな年齢を微塵も感じさせず、論理的で歯に衣を着せぬ鋭い指摘をなさった。

ご自分が支援に関わって来られた狭山事件を例に出して「狭山事件再審弁護団は、他の弁護団と比較して、とても良くやっているとの評価が高い。100点満点で100点、いや120点と高い点数を付ける支援者が多いが、私は敢えて30点、つまり落第点しか付けられない」と驚くような意見を述べた。その理由として「弁護団は次ぎ次ぎと新証拠や新証言を発掘して、裁判所に補充書として提出しているが、ここには戦略が全く見られない。強敵の裁判所に対する弁護団の闘い方は、過去の太平洋戦争における日本軍のように見える。強大な軍事力を有するアメリカ軍に対して、日本軍は戦力を分散・逐次投入して全滅した」と言い、「この敗北の教訓を狭山再審請求の裁判で生かさなければ、裁判所に再審を開始させることは出来ない」と述べ、「弁護団には確固とした戦略が必要である」とまとめた。

しかしこの問題は、佐藤一さんと狭山事件再審弁護団との間で、いままでにどのような議論・討論がなされて来たのか全く分からないし、狭山弁護団内で戦略を検討されていないとはとても思えない。そんなことも何一つ知らない私には、単純に判断できる材料の持ち合わせもないので、強烈な一つの見解として受け止めることにした。

「袴田事件の弁護団は、どうですか?」と、私に矛先を向けられたが、「袴田事件の再審請求でも戦略は重要だと思う」と、冷や汗をかきながら答えるのが精一杯だった。

佐藤一さんとは、帰りの東武特急電車で浅草までご一緒させていただいた。車内は混雑していて全席が座席指定で、隣に並ぶ座席の確保ができなかったので、会話は殆どできなかった。ただ、重い書類の入ったカバンを肩に掛けて84歳とはとても見えない、軽やかでサッソウ（颯爽）と歩く様は、私が将来、佐藤一さんと同年齢の84歳まで生きられたとして、佐藤一さんのように、かくもカクシャク（矍鑠）としていられるだろうかと、思い巡らせた時、尊敬の念を通り越して憧憬している自分を見る思いがした。

オープンな議論

もう一つ印象に残ったのは、支援者の総括が話題となり、拙文「最高裁（特別抗告審）に勝利しよう！」の中で指摘した『オープンな議論』の部分こそが、平野が総括として一番言いたかったことではないのか！との感想を複数の研究者が述べられたことである。

さらに「狭山弁護団とその支援者との関係においても『オープンな議論』を実現させたい」との意見が表明されたことを付記して、報告を終える。

『求める会』７月勉強会　報告

７月のテーマ

『上告趣意書（草案）を読む』



７月 27 日に行われた勉強会の様子。秋山賢三弁護士（左端）、村崎修弁護士（右から２人目）も参加した。

７月 27 日（水）、東京・巣鴨の村崎法律事務所において、求める会勉強会を開催しました。今回のテーマは、東京高裁における控訴棄却判決直後の昭和 51 年に、袴田さんが獄中で自ら作成した『上告趣意書（草案）』でした。

獄中という、限られた情報の中でしたためられたために、ところどころに事実誤認が見られますが、事件の真相を思索し、必死に無実を訴える袴田さんの文書は、今でも私たちの心に響きます。

今回も袴田事件弁護団の秋山賢三、村崎修両弁護士とともに、活発な議論を展開しました。その模様を、初参加だった戸舘圭之さんがレポートします。

（８月の勉強会は、台風の影響で中止とさせていただきました）

７・２７求める会勉強会報告

求める会　　戸舘　圭之

今回、勉強会に参加するに当たり、袴田さんが執筆した「上告趣意書草案」をはじめて読んでみました。

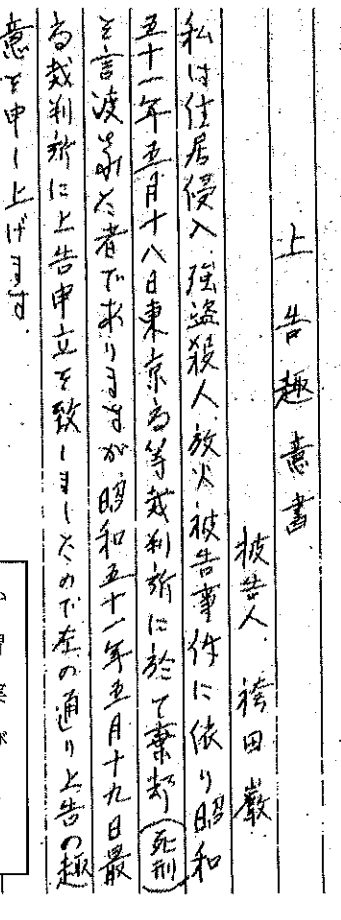
袴田さんの高裁判決に対する怒りが生のまま文面に表れていると感じました。無実であるにもかかわらず、二度も死刑判決を言渡され、いいようのない悲しみ、苦しみの中にありながらも、努めて冷静を装って出来るだけ客観的に自己の冤罪を晴らすべく主張を展開している姿勢に感動しました。

内容的には、袴田さんの誤解に基づく誤りなども若干あるようですが、不当な死刑判決に対する袴田さんの「生の声」として、少なくとも私達支援者にとっては重要な意味を持つもののように思います。

昨年の東京高裁決定は、弁護団が提出したこの上告趣意書草案を、「性質上、確定判決の事実認定に影響を及ぼすということはおよそ考え難い」「不適格な証拠」として、わずか１行で排斥しています。「性質上」としていることから、東京高裁の裁判官らがこの草案を読んでいないことは明らかです。

確かに、この草案によって直ちに袴田さんの無実が明らかになるとまではいえないかもしれませんが、素直な心で一読しさえすれば、袴田さんの無実であるとの訴えが真摯なものであることを感じることはできるはずです。袴田さん直筆のこの草案は、捜査機関の「作文」である自白調書よりは、任意性はもちろん、はるかに信用性のある書面のように私は思えます。

勉強会において秋山弁護士も述べていましたが、この草案を裁判官に「読ませる」努力をもっとしなければならないと思いました。



上告趣意書

被告人　袴田巖

私は住居侵入、強盗殺人、放火、被告事件に依り昭和五十一年三月十八日東京高等裁判所に於て棄却（死刑）を言渡されましたが、昭和五十一年三月十九日最高裁判所に上告申立を致しましたので左の通り上告の趣意を申し上げます。

袴田巖さん自身によって書かれた「上告趣意書」草案の冒頭部（右）。一読すれば、無実を訴える袴田さんの心の叫びが、時空を越えて伝わってくるはずである。

映画「松川事件」

「真昼の暗黒」を観て

求める会　戸舘　圭之

８月２３日（火）に、東京池袋の名画座「新文芸坐」で戦後６０年企画第５弾「その時代を検証する」の一環として過去の著名冤罪事件を題材とした映画「松川事件」と「真昼の暗黒」が２本立てで公開されていましたので観にいってきました。袴田事件再審支援の参考になればと思い報告させていただきます。

松川事件　（１９６１年、独立プロ、監督：山本薩夫、脚本：新藤兼人・山形雄策）



言うまでもなく、あの有名な松川事件（松川汽車転覆致死事件）を題材にした映画です。１９４９年８月１７日午前３時９分（夏時間）、福島県の東北本線松川駅付近で、何者かによる線路破壊により夜行列車が脱線、転覆し３名が死亡する事件が発生しました。捜査機関は、当初から国鉄、東芝労組関係者の犯行と決め付け、当時１９歳だった元国鉄工員を逮捕し取調べ虚偽の自白（いわゆる赤間自白）を獲得し、それに基づいて労組幹部らが次々と逮捕されました。１９５０年第一審福島地裁は被告人２０名全員を有罪（うち５名を死刑）とし、１９５３年第二審仙台高裁は３名を無罪１７名を有罪（うち４名を死刑）としました。その後、１９５９年に最高裁は有罪判決を破棄・差戻し、１９６１年差戻し審仙台高裁は全被告人に無罪判決を言渡し、１９６３年上告棄却により確定しました（映画は、第二審判決が出た時点で終わっています）。

この映画は、最初の逮捕者が逮捕されるところからはじまり、自白に至る取調べの過程など克明に描かれています。印象的だったのは、第二審仙台高裁の裁判長が有罪判決に抗議する被告人らに対して「それは見解の相違です。やっているか、やっていないかは神様にしかわかりません」と言い放った場面です。被告人らは自分がやっていないことを一番よく知っています。にもかかわらず「神様にしかわかりません」などというのは裁判官としての責任を放棄しているように思いました。

真昼の暗黒　（１９５６年、北星・独立プロ、監督:今井正、脚本：橋本忍）

「真昼の暗黒」は八海（やかい）事件を題材にした映画です。八海事件は１９５１年山口県熊毛郡麻郷村八海で老夫婦二人が殺された強盗殺人事件です。この事件では、犯人とみられる青年がすぐに逮捕され単独でやった旨自白したものの、現場の状況から複数犯によるものと確信（誤信）した警察は執拗に共犯者を明かすよう迫り、その結果、虚偽の自白がなされ、３名の若者が共犯者として逮捕されました（うち１名は主犯とされました）。１９５２年第一審山口地裁岩国支部は被告人４名による犯行と認定して全員を有罪とし主犯とされた被告人に死刑を言渡しました。１９５３年第二審広島高裁もほぼ同様の判断をしました。その後、この事件は、極めて特異な経過をたどります。

共犯とされた被告人ら３名の上告に対し最高裁は有罪判決を破棄・差戻し、差戻し審では３名全員に無罪判決がなされました。しかし最高裁は検察官の上告に対し無罪判決を破棄・差戻し二度目の差戻し審は再び被告人全員を有罪としました。しかし１９６８年、被告人らの上告に対し最高裁（第三次上告審）は有罪判決を破棄し３名に無罪を言い渡し無罪が確定しました。

この映画は、第二審判決があった時点で終わっています。被告人らの家族たちは、第二審判決前夜、

無罪判決が出されることを確信して久々に再会できることを楽しみにしていましたが、残酷にもその期待は裏切られてしまいます。第二審で、二度目の死刑判決を受けた被告人が絶望している母親に向かって叫んだ「おっかさん、まだ最高裁があるんだ」という言葉は、強く心に響きました。



映画による冤罪支援の有効性

いずれの映画も、冤罪に巻き込まれ人生を狂わされてしまう人々、家族の姿を生き生きと描いており、芸術として優れた作品だと思いました。また、自白通りに犯行がなされたとするならばいかに不合理なことになるかが、実際に仮想の再現映像として映画の中で挿入されており、非常にわかりやすく説得的でした。

今回、これらの映画を鑑賞して、映画という表現手段のもつ説得力にあらためて気付かされました。無実の被疑者が、取調べにより虚偽の自白調書に署名・押印するに至る過程など、事実にそくした演出により、きわめてリアルに感じることができました。書物などによっても、取調べの実態などをある程度想像することは可能ですが、映像と優れた演技、演出による表現にはかなわないと思います。正直なところ、私は、松川事件、八海事件については不勉強であったため、その存在を知っている程度でそれ程詳しい知識は有していませんでしたが、今回、映画を観ることによって、これらの事件の冤罪性を強く実感することができました。

冤罪事件は、一般の人からみれば、支援者が冤罪であることをいくら訴えても「逮捕されたんでしょ？裁判で有罪が確定したんでしょ？にわかには冤罪なんて信じられない」と考えるのが通常だと思います。事件のことを知らない一般の市民が冤罪であることを理解するのは、そう簡単なことではないのだと思います。私の経験上も、袴田事件が冤罪であると他人に自信をもって語れるようになるまでには関係書籍を読むなどある程度時間がかかりました。確かに、映画を観ただけで事件について何もかもがわかるようになるわけではありませんが、少なくとも「冤罪なんだろうな」ということは「感じる」ことができます。その意味で、映画による世論喚起は映画鑑賞人口が低下したと思われる現在においてもなお有効であるように思います。

「松川事件」「真昼の暗黒」いずれの映画も、事件が裁判所で係属中に（無罪判決が確定する以前に）公開されたものです。この映画によって、広く世論喚起を行うことができたことがその後の無罪判決につながったものと考えられます。袴田事件は、松川事件、八海事件とは事件の性質も時代背景も異なりますが、これらの事件における運動のあり方、世論喚起の方法などには現在でもなお学ぶべき点があるように思いました。袴田事件においても、ぜひ映画化して、多くの人に知ってもらいたいと強く思いました（そう簡単な話ではないということは百も承知ですが）。まずは、映画関係者に手紙を書くことなどからはじめてみませんか。

「松川事件」「真昼の暗黒」いずれの映画も、ビデオやＤＶＤなどで観ることができますので、まだ観たことのない方は是非一度ご覧になることをおすすめします。

獄中者の家族と友人の会

映画鑑賞・塀の中と外を語る集いに参加して

平野　雄三（求める会　代表）

はじめに

去る９月３日(土)午後１時半から、東京・世田谷区三軒茶屋において、標題の催しが開かれた。この同じ時間帯に、袴田巌さんを救援する清水・静岡市

民の会が主催する「無実は無罪に！袴田巌さんの再審を求める市民の集い」が、静岡県・旧清水市（現静岡市清水区）において、松本サリン事件被害者・河野義行さんをお招きして開かれていた。私は、当初この「袴田巌さんの集い」に出席する予定であった。

獄中者の家族と友人の会（標題の集いの主催者）代表である山際永三さん（人権と報道・連絡会世話人）と、この集いで講演される菊田幸一さん（弁護士、明治大学名誉教授、監獄人権センター副代表）からのお誘いを受けたのを機会に、東京の袴田巌さんの再審を求める会の仲間と相談した結果、清水「袴田巌さんの集い」には、本会から事務局長をはじめ５人が出席する見込なので、私が標題の集いに出席しても良いということになった。

獄中者の家族と友人の会とは？

「獄中者の家族と友人の会」は、拘禁施設に収容されている人々の最も近くにいる家族や友人たちが、それぞれ抱えているさまざまな悩みや苦しみ、問題を語り合い、互いに励まし合い、また情報を交換する場である。厳しい状況のなかで、獄中の人々を支えている家族や友人たち個々人のゆるやかなネットワークとして、家族・友人どうし、そして家族・友人たちと獄中がつながりをもち、知恵と力を共有するために、多くの方々の参加と協力が求められている。

映画「ライファーズ、終身刑を超えて」と坂上香さんの話

当日は、ドキュメンタリー映画「ライファーズ、終身刑を超えて」の上映（約 90 分)から始まった。映画は「殺人や強盗などの“凶悪”な罪を犯し“更正不可能”のレッテルを貼られた終身刑もしくは無期刑の受刑者を、塀の中にいる人々を支援する民間団体『アミティ』が、刑務所内の教育プログラムで積極的に受け入れることから始まる。そして『なぜ罪を犯すようになったのか』との問いを、受刑者たちに発して、受刑者と徹底的に向き合い、罪の償い



や新しい生き方を模索していく」という、ストーリーである。

私は、このようなシステムを受け入れるアメリカの刑務所のあり方に、強い印象を受けた。しかし一方で、映画制作者には申し訳ないが、随分と“キレイゴト”を写しているとも思われた。これは撮影状況に制約があったからだとは思うが、登場受刑者の中に、いわゆる老人と呼ばれる年齢層が見当たらなかったり、自分の罪を認めない人（例えば、冤罪・誤判で収監されている人）に対して、教育プログラムがあるのか、などの疑問である。

上映後に、映画の監督・プロデューサーである坂上香さんが、「アメリカの塀の中と外」と題して 30 分程度の話をされた。アメリカの刑務所内での撮影には、日本とは異なるがやはり制約があり、撮影が全く自由にできた訳ではないこと等の制作現場での経験談や、映画の中でも登場した「アミティ」の活動などを話された。話の後、質問を受け付ける時間が若干設けられたが、あまりにも短時間であり、上記の疑問を聞く機会を逸した。

しかし、この映画を見る価値は十分にあったと思う。撮影に制約があるとは言え、塀の中にいる人々を支援する民間団体『アミティ』が、刑務所内で受刑者と直接面談して影響力を行使する活動や、この活動を外部の民間人や外国人に撮影させることなど、日本の刑務所では“まず”あり得ないことが、アメリカでは現実に行われていることが、この映画を見ることで確認できる。

菊田幸一さんの講演

続いて、菊田幸一さんが「日本における刑務所改革と社会復帰」と題して、30 分程度講演された。主として、この５月に国会で成立した「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の、今後の行方について話された。

菊田さんは、政府の行刑改革会議の委員として、明治以来、百年以上も続いてきた監獄法の改革に取り組み、監獄法改正の指針となった「行刑改革会議の『提言』」を 2003 年 12 月に取りまとめた。そして、監獄法に代わる「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」を国会で成立させ、この５月 25 日に公布され、来年４月には同法が施行される見通しになっている。

菊田さんは、自分なりに最大限に努力した結果、不十分な部分があるが、それでも今迄の監獄法と比べれば画期的な「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」を、この春の国会で成立させた。困難な国会の状況の下で、部分的な修正がされたが、今振り返って見ても、よくも成立できたものだとの思いがある、との感慨を述べた。

しかし、今後のことがこれまで以上に大事だと、警戒心を込めて述べた。立派な法律ができても施行規則や細則などが未確定であり、この制定作業の過程で、法務官僚によって画期的な法律の内容が骨抜きにされる恐れがある。さらに、これは日本の大きな特徴だが、法律ではなく「矯正局長通達や施設長の裁量」などで、法律の実効力をねじ曲げられる可能性が十分に有り得る、自分は「行刑改革会議の委員」としての役目は終わったが、引き続き「行刑改革会議の顧問」の立場から、こういうことをさせないように、活動を続けていきたいと述べて、講演を締めくくった。

終わりに

なお、未決被拘禁者（死刑確定囚を含む）の処遇法案は、上記の「受刑者処遇法」に引き続き、日弁連・検察庁・警察庁の三者で、来年の国会上程をめざして検討されている。

この集いの開始の際には少なかった出席者は、本会から私の他に武田敦史さんの出席もあり、最終的には 44 名となった。会場の都合による時間的な制約があり、講演者（坂上香さんと菊田幸一さん）と議論する時間があまりにも少なく、前述のように私も疑問を発したかったのに、機会を逃したのが心残りであった。

「無実のゴビンダさんを支える会」

９月学習会参加報告

どう変わる？日本の刑務所

―刑事施設法の実施を目前にして―

求める会　　戸舘　圭之

９月 17 日（土）、東京都渋谷区の渋谷区立勤労福祉会館において「無実のゴビンダさんを支える会」９月学習会があり、監獄人権センターの海渡雄一弁護士が講師として今年５月に成立、公布された「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の内容、意義、問題点などについて報告をしました。

報告では、監獄法が廃止され刑事施設法が成立するまでの長い歴史についての説明にはじまり、革手錠廃止、外部交通の拡充など今回の立法によって受刑者の処遇が改善され得る点について詳細な解説があり、最後に今回の立法では実現しなかった未決の収容者・死刑確定者の処遇、代用監獄に関する改革についての今後の課題についても説明がありました。

学習会は、質疑応答を適宜交えながらとても密度の濃い内容で充実していました。今回の立法で受刑者処遇について改善されたことから、現在横浜刑務所に収監されているゴビンダさんの生活にもよい影響があるものと思われます（再審によって一日も早く塀の外に出るのが一番であるのは言うまでもありませんが）。

最後に、各参加者から挨拶、アピールがあり、ゴビンダ事件の他、メルボルン事件、布川事件、ニック・ベイカー事件、袴田事件といった他の冤罪事件の支援者、関係者の方々が発言をしました（袴田事

件は、戸舘が一言あいさつしました)。

さらに、このような冤罪事件支援者の発言を聞いた海渡弁護士から、「こんなに複数の冤罪事件支援者が一つの場に集まっているのは貴重なことだ。各団体、支援者が共同して行動をおこしたらどうか。ジュネーブの規約人権委員会に対して、それぞれ冤罪事件の現実を英語でまとめ各団体が一体となって共同でレポートを提出したらどうか。バラバラで出すよりも、日本の現実を示すためにはたくさんの事件をまとめて出したほうが影響力がある。」という趣旨の注目すべき提案が出されました。

私も、支援者レベルで、それぞれの冤罪事件が一体となって行動をおこすことは、重要なことのように思います。冤罪事件を広くたくさんの人に訴えるためには、事件、団体の垣根を超えた連携が不可欠だと思うからです。みなさん「冤罪は許せない」という点では一致しているのですから連携は容易なはずだと思います。是非、緊急の課題として「今すぐ」取り組みたいと思いました(海渡弁護士は、レポートは半年以内に提出したほうがよいと言っていました。)。

集会後、会場から徒歩7分程度の場所にある事件現場を参加者で見に行きました。

ゴビンダさんの事件(東電OL殺人事件)は、2003年に無期懲役の有罪判決が確定し、今年の3月に東京高裁に再審請求をしています。ゴビンダさんは現在横浜刑務所にいます。袴田さんの支援とともにゴビンダさんの支援も是非おねがいします。

(「無実のゴビンダさんを支える会」
HP　http://www.jca.apc.org/govinda)



集会終了後、会場近くの事件現場を訪れた。
(撮影:求める会　佐藤将行)

第21回人権と報道を考える

シンポジウム参加報告

鈴木　武秀(求める会 事務局長)

9月17日(土)、中央大学駿河台記念館で行われた人権と報道・連絡会主催のシンポジウム「市民による市民のためのメディアを」に参加しました。

第1部では、現在韓国で大きな注目を集めている市民参加型メディア「オーマイニュース」代表の呉連鎬(オ・ヨンホ)さんが講演。伝え手と受け手が分化したこれまでのメディアのあり方と決別し、誰もが参加できる「市民記者」制度を導入。また、インターネットの特性である「多方向性」を最大限に活かし、いまや韓国で最も影響力のあるメディアのひとつといわれるまで成長しているそうです。



討論会の様子。中央が「オーマイニュース」の呉連鎬(オ・ヨンホ)代表

第2部は「日本でオルタナティブ・メディアをどうつくるか」と題した討論会でした。パネリストが一様に強調したのが、戦前の翼賛体制の遺物とも言える「記者クラブの解体の必要性」でしたが、私の耳により新鮮に飛び込んできたのは、同志社大学大学院生の李其珍さんの意見でした。

「オーマイニュースは創刊当初から韓国内における進歩的立場を貫いてきた。日本ではまだ既存メディアの弊害を的確に指摘し、明確な争点を打ち出す取り組みが足りないと思う。」

いまや総右傾化状態ともいえる日本社会とマスメディアの現状。こうした閉塞状況に楔を打ち込む“日本版オーマイニュース”の誕生を願わずにいられません。

田鎖麻衣子弁護士の「死刑確定囚を含む未決囚の処遇法案」の話と、保坂展人衆議院議員の当選を祝う会の報告

平野　雄三（求める会 代表）

田鎖麻衣子弁護士を迎えて、日弁連・検察庁・警察庁の三者で検討中の「死刑確定囚処遇を含む未決被収容者の処遇法案」の内容を聞く集いが、９月17日（土）、東京・文京区で開かれた。死刑確定囚の処遇では「心情の安寧」という、情緒的で評価の困難な問題で三者間の見解の違いが大きいが、日弁連の考える方向で合意を目指したい旨を語った。



保坂議員はこれまで、袴田さんの面会実現や処遇改善などで尽力されてきた。

保坂展人衆議院議員の当選報告会が９月18日（日）、東京・三軒茶屋で開かれ、二百人も駆けつけて皆で当選を喜んだ。保坂さんは当選早々、死刑廃止議連の一員として16日の死刑執行に抗議したことを明らかにした。今後の活躍に多いに期待して、当日の報告会案内文の一部を引用し、報告を終わる。「開票を見守る９月 12 日未明に、東京比例区の最後の議席に『社民・保坂展人』と出ました。まさに、自民党圧勝による『想定外の補欠合格』でしたが、皆さんのお力で貴重な一議席を頂いたことに感謝をいたします。」

「求める会」ホームページの案内

『さいしん』の過去の記事等を掲載しています。

http://hakamadajiken.hp.infoseek.co.jp/

なお、本会の HP は袴田ネットの HP

http://www.hakamada.net/

袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会

http://blogs.yahoo.co.jp/hakamadajiken

にリンクしております。

会計報告（２００５／７／１～９／１５）

	収　入	支　出	備考	
繰越残高	4,375			
口座より引出し	50,000			
事務費		3,200		
通信費		1,250		
会報第3号製作費		43,303		
資料コピー費		4,271		
清水集会ヘカンパ		10,000		
寄付(手渡し)	11,000			
小　計	65,375	62,024		
現金残高	3,351			
寄付(７，８，９月)	13,000		人数	4
会費(７，８，９月)	100,700		人数	30
口座残高	328,600			
合計残高	331,951			

会報第３号において夏季ボーナスカンパをお願いいたしましたが７月～９月も延べ３４件の個人・団体の皆様から年会費ならびにご寄付をいただきました。本当にありがとうございます。

また事後報告で恐縮ですが、この中から本文記載記事にもあります９月３日の清水での市民の集いに本会から皆様のお気持ちを込めてカンパをさせていただきました。

（会計担当：石井）

カンパのお願い

私たち『袴田巖さんの再審を求める会』は、冤罪を訴える死刑囚・袴田巖さんの再審開始のため、以下のような支援活動を行っています。

１．袴田さんの再審実現への情宣活動、会報を発行する。

２．袴田さんの冤罪立証のための調査・学習活動をおこなう。

３．日弁連・袴田事件弁護団の活動への協力をする。

４．袴田さんを支援する他の団体との連携・協力につとめる。

５．他の冤罪事件との連携につとめる。

６．マスメディアに載りにくい司法関連のニュースなどを会報で伝える。

どうかカンパのご協力をお願いいたします。

カンパの振込先

郵便振替口座番号 ： 00120－3－410592

口座名称 ： 袴田巖さんの再審を求める会

活動日誌

7月27日　『上告趣意書草案』勉強会（巣鴨・村崎事務所）
8月1日　弁護団会議（日弁連会館・江口、鈴木）
8月7日　袴田ネット拡大事務局会議
（浜松・平野、石井、鈴木）
8月10日　定例会　（品川）
8月21日　東日本部落開放研究所研究者集会
（栃木市厚生センター・平野）
9月3日　袴田巌さんの再審を求める市民の集い
（清水・江口、石井、鈴木）
9月3日　『塀の中と外を語るつどい』
（世田谷・平野、武田参加）
9月17日　「無実のゴビンダさんを支える会」9月学習会
（渋谷区立勤労福祉会館）
9月17日　人権と報道を考えるシンポジウム
（中央大学駿河台記念館・鈴木参加）
9月17日　「死刑確定囚処遇を含む未決被収容者の処遇法案」の内容を聞く集い（東京都文京区・平野参加）
9月21日　『上告趣意書草案』勉強会（巣鴨・村崎事務所）
9月22日　『さいしん』第4号編集会議
9月29日　『さいしん』第4号発行

活動予定

10月1日（土）13時～　静岡
弁護団会議
10月5日（水）17時30分～　東京　弁護士会館
『代用監獄の廃止と未決拘禁制度の抜本的改革を求める市民』
10月8日（土）13時～　静岡
袴田ネット拡大事務局会議
10月8日（土）13時30分～　渋谷勤労福祉会館
『恵庭事件控訴審判決報告集会』
10月12日（水）　19時～　品川・東京食肉市場
求める会・定例会
10月26日（水）　19時～　巣鴨・村崎事務所
求める会・勉強会

『求める会』10月勉強会のお知らせ

本会では毎月1回程度、再審開始に向けた袴田えん罪事件の勉強会を開催します。

次回（10月）のテーマは、

『5点の衣類&傷口の矛盾』

です。参加をご希望の方は、事前にご連絡ください。

袴田事件とは

1966年6月30日、静岡県清水市（現静岡市清水区）の味噌会社専務宅で、一家4人が何者かに殺害され放火される事件が発生しました。警察は、当時味噌会社の従業員であった元プロボクサーの袴田巌さん（当時30歳）を事件の犯人であると決めつけ逮捕・勾留しました。1968年静岡地裁は、袴田さんが強盗殺人・放火事件の犯人であるとして死刑判決を下し、1980年最高裁の上告棄却により死刑判決は確定しました。

しかし、袴田さんは犯人ではありません。袴田さんは、逮捕以来一貫して無実であることを訴えていました。袴田さんを犯人とする証拠もほとんどありません。自白調書は警察による過酷な取調べによってやむを得ず署名指印したものでありその内容は虚構です。犯行着衣とされた「5点の衣類」のズボンは小さすぎて袴田さんには履くことができませんでした。凶器とされた「くり小刀」では、実際に被害者についていた傷を生じさせることはできません。その他、袴田さんを事件の犯人とするには、数々の疑問があります（詳しくは、袴田事件弁護団編「はけないズボンで死刑判決」現代人文社、2003年を参照してください）。

弁護団は、裁判のやり直し（再審）を求めて再審請求を裁判所に申立てています。現在、特別抗告審である最高裁判所の判断が待たれています。

袴田さんは、現在69歳。確定死刑囚として東京拘置所にいます。長期間の拘禁のため精神に変調をきたし、親族や弁護士と面会できない状態が続いています。

無実である袴田さんは直ちに解放されなければなりません。残された時間もわずかです。

一日も早い再審開始、そして無罪判決が望まれます。

『さいしん』
第4号
新聞資料

北川死刑囚の刑執行

千葉・高知で強盗殺人

毎日新聞（夕刊）
2005年（平成17年）9月16日（金曜日）

千葉、高知両県で女性2人を殺害し、現金を奪ったとして、強盗殺人罪などに問われ、死刑判決が確定した高知市生まれ、無職、北川晋死刑囚（58）＝大阪拘置所収監中＝に対して16日、死刑が執行された。法務省は同日、死刑囚の名前などは明らかにせず、執行人数だけを発表した。

死刑は、昨年9月の大阪教育大付属池田小学校乱入殺傷事件（01年6月）の宅間守元死刑囚ら2人に対する執行以来、1年ぶり。南野知恵子法相が就任してからは初めてとなる。

確定判決によると、北川死刑囚は83年8月、千葉県四街道市で千葉市内の女性会社員（当時18歳）を絞殺、現金約1万5000円などを奪った。89年2月には、高知市で帰宅途中の女性銀行員（当時24歳）を絞殺し、現金約2万円などを奪った。

同死刑囚は千葉の事件について無期懲役、高知の事件で死刑判決を受け、00年2月に最高裁が上告を棄却して確定した。【森本英彦】

「執行は遺憾」

日弁連会長

日本弁護士連合会の梶谷剛会長は16日、「死刑制度の存廃について国民的な議論が尽くされるまで死刑執行を停止するよう再三、法務省に要請してきたことを無視して、執行されたことは遺憾だ」とする声明を出した。

九月二一日、「布川事件」で再審開始決定の記事（左）と、九月一六日に大阪拘置所で、北川晋死刑囚の死刑が執行された記事（右）を掲載。

夕刊読賣新聞

2005年(平成17年)9月21日（水曜日）

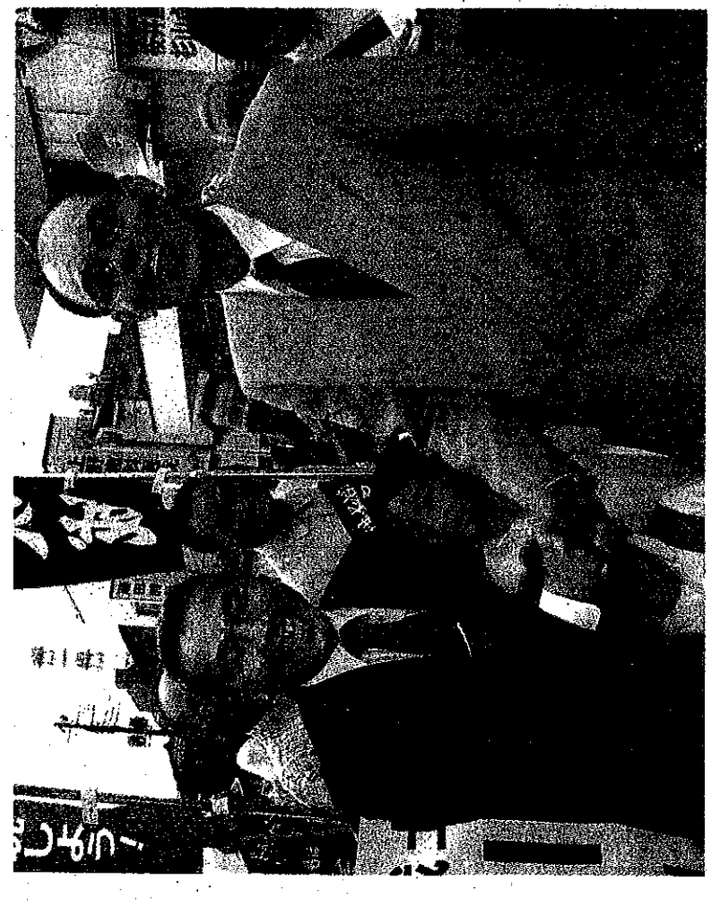
38年無実へ扉開く

布川事件再審決定

仮釈放の桜井さんら

「信じてきた」

逮捕されて38年、再審請求を始めてから22年の年月を経て、無実の訴えと重い扉が開かれた。水戸地裁土浦支部で21日、再審開始の決定が下された「布川事件」。強盗殺人罪に問われ、無期懲役が確定しながら無実を訴え続けた友人2人が、裁判所で決定を聞き、弁護団や約120人の支援者らと握手し、ともに喜びに浸った。裁判所の建物内外では、弁護団が「再審開始」の幕を掲げるなかで、支援者らの笑顔が広がった。〈本文記事一面〉



再審開始決定を言い渡し、握手する桜井さん（左）と杉山さん（午前10時10分、水戸地裁土浦支部前で）

■ 桜井さん

桜井昌司さん(58)は決定書を手に「決まりました。絶対勝てると信じていた。ありがとう」と、裁判所の建物の外で待っていた支援者らとしっかり抱き合った。「不安はなかった。私の調書は改ざんされた。すべての証拠を出せと言いたい」と語った。

96年11月の仮釈放後に結婚し、就職した建設会社で、現在、水道管やブロック塀の設置工事を主に担当している。利根町で暮らし、月の半分近くを無実を訴える講演などの活動に充てる。

「冤罪を晴らし、汚名をそそぐなんて出来ないから、一生刑務所から出られないかもしれないと思っていた」という一方で、「働こうと思えば、働くことが出来る自由がうれしい」と話す。手錠を思い出すので腕時計はしない。それを「後遺症」と笑う余裕も最近は出てきた。

「別件逮捕された窃盗をやってしまったという苦しみ、申し訳ないという気持ちは消えない。でも、やっていない罪をかみ締めることは出来ない」と、再審に期待する。

■ 杉山さん

杉山卓男さん(59)も支援者らと握手を繰り返した。「まだ実感はわいてこないが、これから少しずつ喜びがわいてくると思う。勝てると思っていなかった」と、自らの気持ちを整理するように話した。そして「うまい酒が飲める。検察は即時抗告しないでほしい。最初に書と再審になったと伝えたい」とこみ上げてくる喜びを語った。

仮釈放後の98年、支援活動で知り合った女性と結婚した。造園会社では社長の代理を任されている。

■ 記者会見

再審開始決定から一時間後、十浦市内の県職生涯学習センターで、2人と弁護団による会見が開かれた。

冒頭、柴田五郎弁護団長が「38年ぶりに2人の願いが、私たちの願いがかなった」と力強く口を開いた。続いて杉山さんが「弁護団や支援者のおかげです。再審無罪まで、これから長い時間がかかると思うが、よろしくお願いします」とあいさつすると、会場の支援者らから拍手がわいた。

さらに桜井さんが目に涙を浮かべながら、「真実を求めたいちずな生き方が裁判所に認められた」と語り、再び大きな拍手がわいた。

00年2月に最高裁が上告を棄却して確定した。【森本英彦】

「執行は遺憾」

日弁連会長

日本弁護士連合会の梶谷剛会長は16日、「死刑制度の存廃について国民的な議論が尽くされるまで死刑執行を停止するよう再三、法務省に要請してきたことを無視して、執行されたことは遺憾だ」とする声明を出した。

「布川事件」再審決定の要旨

「布川事件」で水戸地裁土浦支部が出した再審開始決定要旨は次の通り。

【確定判決の有罪認定の根拠】

確定判決によれば、請求人らと本件犯行とを結び付ける直接証拠は自白調書のみであり、本件犯行に近接した時間帯・場所で請求人らを目撃したとするA、B、C、D、E、Fの公判供述が状況証拠として請求人らの有罪認定を支えるものであった。6人の供述は証拠価値も限定的であるため、新証拠により請求人らの自白の信用性が動揺することになれば、確定判決の有罪認定もまた動揺せざるを得ない関係にあるというべきである。

【殺害行為の方法及び順序の検討】

殺害行為の方法、順序について、弁護人から提出された木村康医師による鑑定（以下、木村鑑定）等を検討した。

確定判決は「請求人らが被害者の口の中に布（パンツ）を押し込み、桜井が被害者の頸部（けいぶ）に布を巻き付けてその上から両手でのどを強く押して扼し（やく）した」旨認定しており、これは「杉山が被害者の口の中にパンツを押し込み、その後、桜井が両手でのどを強く押して扼した」とする点でほぼ一致する請求人らの自白を直接証拠とし、秦資宣医師による鑑定書を裏付け証拠としたと。

ところが、被害者の死体には、扼頸（手で首を強く押さえたこと）を示す所見が認められず、絞頸（パンツで首を絞めたこと）が認められる可能性が高く、さらに絞頸が先で被害者の口腔（こうくう）内にパンツを詰め込む行為が後に行われたとの合理的な疑いをも生じるに至った。

したがって、自白の枢要部分において、死体の客観的状況と矛盾する可能性が高く、その信用性に動揺を来すことになるから、確定判決のような殺害行為の方法、順序を認定できたかどうか疑問を生じるものと言わざるを得ない。そうなると、請求人らの自白全体の信用性にも動揺を来すと言わざるを得ないから、自白が信用性を有するかを全面的に再検討する必要が生じた。

【自白以外の証拠の検討】

自白以外の証拠が請求人らの自白をどの程度補強しているのか、特に6人の供述が、状況証拠として請求人らと本件犯行との結び付きをどの程度支えているのかについて新証拠を併せて再検討した。

そして、A、B、C、D、Eが、請求人らまたはそのいずれかを目撃したのが果たして8月28日であったかについて疑問が生じ、Fが目撃した人物が請求人らであったかについても、疑問が生じた。6人の供述は、状況証拠としての証拠価値を喪失し、自白の補強証拠としての価値も著しく減殺されており、確定判決が自白の信用性を補強するものとして掲げた自白以外の証拠も含め、いずれもその枢要部分の信用性を減殺された請求人らの自白の信用性を積極的に増強するものではないことが判明した。

【自白の検討】

自白に至る経緯と自白の動機について新証拠を併せて検討した結果、少なくとも自白が虚偽の自白を誘発しやすい状況の下でなされた疑いがあることを否定できないことが判明し、さらに①犯行に至る経緯から逃走状況に至るまであらゆる点で看過し得ない供述変遷が認められ、捜査官の誘導に対する迎合供述ではないかと疑われる点が多数存在する②最終的な自白内容には、客観的事実に符合しない可能性がある部分、犯人であれば当然説明してしかるべき事項について十分な説明がされていない部分、関係者の供述と一致しない部分、請求人らの間で供述内容が一致しない部分が存在する③客観的事実の裏付けを欠いており、秘密の暴露も見当たらない④自白を録音したテープ3本は自白の信用性を増強するものではなく、自白の信用性を著しく増強させる証拠も存在しない――などの問題点を多々内包していることも判明した。

したがって、自白は、罪体の中心部分かつ自白の枢要部分について信用性が動揺しており、高度の真実性を担保するものがあるとは到底認められないから、それだけで請求人らが犯人であると合理的な疑いをいれない程度に認めるだけの証明力はないものと言わざるを得ない。

【結論】

当裁判所がその証拠価値について検討し、信用性を認めた木村鑑定等の新証拠と、既存の全証拠とを総合的に評価すれば、有罪認定に合理的疑いが生じたものと認められ、無罪を言い渡すべき明らかな証拠をあらたに発見したときに該当するというべきであるから、再審を開始する。

『さいしん』
第4号
新聞資料

一九六七年八月、茨城県利根町布川で起きた「布川事件」で、水戸地裁土浦支部（彦坂孝孔裁判長）は二一日、強盗殺人罪に問われ無期懲役刑が確定し服役した桜井昌司さんと杉山卓男さんが無実を訴え、裁判のやり直しを求めていた第2時再審請求を認める決定をしました。決定を受けた様子を伝える記事（裏面）、解説（左）、決定要旨（右）について、いずれも読売新聞（夕刊）から掲載します。

夕刊　讀賣新聞　2005年(平成17年)9月21日(水曜日)

有力新証拠なく決定

日野町事件など 他の請求にも影響

再審が開始された過去のケースでは、有罪判決を支えた物的証拠が新証拠によって崩れたケースが多いが、今回はそういった有力な証拠がない中で再審開始が決定された。自白と状況証拠を総合的に判断して強盗殺人罪による無期懲役刑が確定した滋賀県の「日野町事件」など決定的な新証拠を提示しにくいほかの再審請求に影響を与える判断となりそうだ。

布川事件は、遺留品や指紋など決め手となる物的証拠や有力な目撃者がないまま、別件の窃盗や暴力行為容疑で逮捕された2人が、捜査段階での自白などにより起訴された。2人は一貫して捜査官により強制されたものだ」などと初公判から無罪を訴えたが、最高裁は78年7月、「捜査に違法性はない」として一審、2審の判決を支持し、無期懲役刑が確定した。

日弁連の人権擁護委員会は「冤罪の疑いがある」として調査に乗り出し、弁護団が83年12月に第一次再審請求を起こした。独自に鑑定した死亡推定時刻から2人は別の場所にいたなどと主張したが、92年9月に最高裁で棄却された。2人が仮釈放された後の2001年12月、「現場に指紋が残らないのは不自然」などとして第2次請求した。

布川事件の経過

1967年8月30日	玉村さんの遺体が自宅で見つかる
10月10日	桜井さんを窃盗容疑で逮捕
10月16日	杉山さんを暴力行為容疑で逮捕
10月23日	2人を強盗殺人容疑で再逮捕
68年2月15日	2人が初公判で否認
70年10月6日	水戸地裁土浦支部が無期懲役の判決
73年12月20日	東京高裁が2人の控訴棄却
78年7月3日	最高裁が上告棄却、服役
83年12月23日	2人が第1次再審請求
87年3月31日	水戸地裁土浦支部が第1次請求棄却
88年2月22日	東京高裁が2人の即時抗告棄却
92年9月9日	最高裁が特別抗告を棄却
96年11月12日	杉山さんを仮釈放
11月14日	桜井さんを仮釈放
2001年12月6日	第2次再審請求
05年9月21日	水戸地裁土浦支部が再審決定

解説　隠ぺい体質に警鐘

布川事件の再審決定は、自白やあいまいな目撃証言に頼る捜査に加えて、捜査当局の隠ぺい体質に警鐘を鳴らすものとなった。しかも、警察・検察の体制が整った後の昭和40年代に起きており、現在につながる問題として厳しく問われている。

日本の捜査は、被告の自白に基づき犯行にいたるまでの状況や心境などを詳細に組み立てる「精密司法」を特徴とする。それは、捜査当局が組み立てたストーリーに矛盾する証拠は開示されない危険性をはらむ。

2001年に始まった第2次再審請求で、検察側は弁護団と裁判所の要求で9回にわたって新たな証拠を明らかにした。中には、現場の毛髪が桜井さんら2人のものでないとした鑑定書など2人に有利な証拠も含まれていた。このような隠ぺい姿勢が裁判所の不信感を招き、決定的な新証拠がないのに再審開始につながった面もある。09年5月までに始まる裁判員制度は、市民が有罪か無罪かなどを決める。その際、争点部分の証拠がすべて開示されないと正しい判断はできない。その意味から捜査当局は、今回の決定を肝に銘じる必要がある。

（中山拓郎）

再審が開始された過去の事件（無期懲役刑以上）

事件	内容と確定刑	再審開始決定	無罪判決
加藤老事件 1915年7月	山口県下関市で起きた強盗殺人事件（無期懲役）	76年9月	77年7月
免田事件 48年12月	熊本県人吉市で祈とう師一家4人が殺傷された事件（死刑）	79年9月	83年7月
財田川事件 50年2月	香川県財田町（旧財田村）で、闇米ブローカーが殺害された事件（死刑）	79年6月	84年3月
梅田事件 50年10月	北海道北見市で営林局員が殺された強盗殺人事件（無期懲役）	82年12月	86年8月
島田事件 54年3月	静岡県島田市の幼稚園児が連れ去られ遺体で見つかった事件（死刑）	86年5月	89年1月
松山事件 55年10月	宮城県松山町の農家が放火され一家4人が死亡した事件（死刑）	79年12月	84年7月
名張毒ぶどう酒事件 61年3月	三重県名張市の公民館会合で5人が死亡、12人が中毒となった事件（死刑）	2005年4月（検察が高裁決定に異議申し立て）	